## 株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

# 第一生命保険株式会社

代表取締役 渡邉 光一郎

## 第3期定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第3期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項 平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)事業報告、連結

計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果

報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当事業年度末の剰余金の処分による普通株式の配当金につきましては、1株につき1.600円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの内容変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第4号議案 取締役3名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に金井 洋氏が再選され、新たに規模 則光、川島 貴志の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

### 役員人事について

本総会終了後開催された取締役会の決議により、当社役員の体制は次のとおりとなりました。

勝利 代表取締役会長 斎 藤 ※ 取締役常務執行役員 寺 本 秀 代表取締役社長 渡 邉 光一郎 ※取締役常務執行役員 Ш 書 志 鳥 ※ 代表取締役副社長執行役員 秀人 取締役(計外取締役) 舩 橋 晴 雄 麻 禬 ※取締役専務執行役員 取締役(計外取締役) 矢 鳥 阜 司 宮 本 みち子 ※ 取締役専務執行役員 常任監査役 (常勤) 今 石 井 一 眞 野 照 旆 ※ 取締役専務執行役員 霞 木 繁 夫 常任監查役 (常勤) 沂 藤 総 則 光 ※取締役専務執行役員 尾 監査役(社外監査役) 大 森 政 輔 堀 浅 野 孝 ※取締役常務執行役員 靖 監査役(社外監査役) 和 友 批 ※ 取締役常務執行役員 洋 監查役(計外監查役) 金井 谷口 恒 明

※印の取締役は、執行役員を兼務しております。

なお、取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりです。

上 野 専務執行役員 啓 執 行 役 員 史 永 山 笙 常務執行役員 山 /折 芳 行 彸 智 夫 埶. 佐 藤 常務執行役員 糸 長 丈 秀 役 部 雅 執行 員 南 実 常務執行役員 謙 彸 櫻 # 執行 稲 垣 精 常務執行役員 執 行 彸  $\mathbf{H}$ 中 明 夫 武 富 īF 夫 常務執行役員 信 辺 克 久 長濱 守 執行 役 員 渡 執 行 役 員 幸 役 旨 雅 秋 本 信 執行 島 博 高 執 行 役 橋 執行 役員 中 秀夫 高 敦 畑 執 行 役 昌 濹 相 伸 一

以上

### 配当金のお支払いについて

剰余金の処分による普通株式の配当金につきましては、次のいずれかの方法によりお支払いいたします。

#### ○銀行預金□座等への振込をご指定の株主さま

ご指定口座への入金をご確認ください。また、「配当金計算書」及び「お振込先について」 (株式数比例配分方式をご指定の株主さまは「配当金のお受け取り方法について」) を同封しておりますので、ご確認ください。

#### ○配当金領収証によりお受け取りになる株主さま

同封の「配当金領収証」により、払渡しの期間(平成25年6月25日~平成25年7月26日)に、ゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局(銀行代理業者)等にてお受け取りください。 また、「配当金計算書」を同封しておりますので、ご確認ください。

#### 【「配当金計算書」について 】

「配当金計算書」は租税特別措置法の規定に基づき作成する「支払通知書」を兼ねておりますので、確定申告を行う際の添付書類としてご使用いただけます。

(注)株式数比例配分方式をご指定の株主さまにつきましては、同封の「配当金計算書」は「支払通知書」を兼ねておりません。確定申告を行う際の添付書類としてご使用いただける「支払通知書」につきましては、お取引の証券会社等へご確認ください。

【 株式に関するお手続き等のお問い合わせ先 】

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-282-324 (専用フリーダイヤル)

ご利用時間 土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~17:00

## 「復興特別所得税」についてのご案内

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布されました。これに伴い、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受け取りいただく配当金につきましては、その所得税額に2.1%を乗じた額が「復興特別所得税」として追加で課税されますので、ご案内申し上げます。

なお、上場株式等の配当等に係る具体的な税率は、下表をご参照ください。

		平成25年	平成26年~ 平成49年	平成50年~
上場株式等の配当等に係る税金と税率	所得税	7 %	15%	15%
	復興特別 所得税	0.147%	0.315%	_
	住民税	3%	5%	5%
合 計		10.147% 【軽減税率】	20.315%	20%

<sup>※</sup>上記税率は源泉徴収が行われる場合の税率です。なお、内国法人の場合は住民税が徴収されません。 ※詳細につきましては、所轄の税務署にお問い合せください。